

栗東市緑地協定推進実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市緑地法(昭和48年法律第72号以下「法」という。)および栗東市生活環境保全に関する条例(昭和55年栗東市条例第21号)に基づき本市の都市計画区域内における私的空間の緑化を推進することにより、良好な都市環境の形成を図るため緑地協定(以下「協定」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(協定の締結を促進すべき区域)

第2条 協定は、法第45条および第54条に基づいて締結するものとし、市長は次の各号に掲げる区域等で第2項の要件に該当する区域について協定の締結を促進するものとする。

- 一 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に定める第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、および準住居地域
- 二 都市計画法第8条第1項第7号に定める風致地区
- 三 都市計画法第29条の規定により許可を受けておこなう開発面積が1,000平方メートル以上の宅地開発区域および10戸以上の集合住宅建設をおこなう区域
- 四 同一業者が、一定区域内において連続して開発をおこない、前号の規模に達した区域

2 協定の締結は、前項の区域内で次の各号に掲げる区域についておこない、その土地所有者等が5年以上維持できる樹木による植栽等によって緑化を推進するものとする。

- 一 緑化可能な土地が道路に面して、奥行1メートル以上の幅員で各区画の敷地面積の10パーセント以上あり、かつ区域総面積が1,000平方メートル以上の区域。
ただし、道路が2路線以上接続している土地の場合は、いずれか1路線に面して奥行1メートル以上の幅員とすることができる。
- 二 道路、河川等に隣接する区域で緑化可能な民有地の延長が100メートル以上の区域。

(土地所有者等の意見の聴取等)

第3条 市長は、協定締結の指導をしようとするときは、協定の締結について啓発するとともに、当該区域内の次の各号に掲げる事項について土地所有者等の意見を聴取し、調査することができる。

- 一 土地の所有状況
- 二 既存の緑化状況
- 三 緑化に関する意向等
- 四 その他緑化に必要な事項

(協定に定めるべき事項および指導基準)

第4条 協定に定める事項および指導基準は次の各号のとおりとする。

- 一 協定の名称
- 二 協定の目的となる土地の区域

三 協定区域内の土地所有者等の名称

四 緑化に関する事項

ア 樹木等の種類

樹木等の種類は、原則として区域の緑化を推進するため、郷土にふさわしい樹木のうち、管理が容易なものを選定するものとする。

かいづかいぶき、うばめがし、さざんか、まき、ひいらぎなんてん、べにかなめ、きんもくせい、かなめがし、きんめつげ等

イ 樹木等を植栽する場所

樹木等を植栽する場所は、第2条の緑化を要請する土地のうち、それぞれの敷地の外周部分で、かつ道路その他の公衆が利用する場所から望見できるところを優先するものとする。この場合、列植、群植、刈り込み等の植栽方法についても同時に配慮するものとする。

ウ 垣または柵の構造

垣または柵の構造は、土塀、ブロック塀等により空間相互を遮蔽することを改め、可能な限り生垣または透視可能な柵等を併用して植栽による空間の連続化、一体化を図るものとする。

なお、所有者の意向により土塀、ブロック塀等を設置する場合には、その高さは1メートル以下とする。

五 樹木等の維持管理

区域内の樹木の仕立て方、剪定、整枝、刈込み、施肥および病害虫の防除その他の維持管理に必要な事項とする。この場合、個人の造園的意向を尊重するものとする。

六 修景等施設は、花、芝生、フラワーポット、植木鉢、彫刻物、ベンチ等の設置および池、噴水、照明等の施設で緑化の効用を増進させるためのものとする。

七 協定の有効期間

ア 協定の有効期間は、法第47条第2項の認可の公告のあった日から10年を標準とする。

イ 有効期間満了前に協定者の過半数の協定廃止に関する申し出がない場合は、当該期間満了の翌日から起算して更に前記有効期間同一条件により協定は更新されるものとし、以降この例による。

ウ 有効期間内に協定に違反した者の措置に関しては有効期間満了後もなお効力を有する。

八 協定に違反した場合の措置

協定違反をした場合の措置について、次の事項を定めることができる。

ア 協定事項に違反する者があった場合、緑化を図るべき義務の履行、原状回復のための植樹等の請求をおこなうこと。

(技術指導)

第5条 市長は、協定区域でおこなわれる緑化事業について、その推進を図るため次の各号に関する技術的な指導をおこなうものとする。

一 植栽計画

二 樹種の剪定

三 植栽の方法

四 客土および施肥

五 灌水その他の管理

(樹木等の管理義務)

第6条 土地の所有者等は、植栽した樹木等について善良な育成管理をしなければならない。

(特則に基づく緑化協定)

第7条 市街化調整区域における開発事業、その他の新規の宅地分譲を目的する1,000平方メートル以上の宅地開発事業をおこなおうとする場合で、市長が必要と認めるときは、当該事業者と協定締結の協議書を提出させ、法第54条の協定の特則に基づく協定を積極的に指導するものとする。

2 前項の指導を受けた事業者は、都市計画法第29条に基づく開発行為の完了公告若しくは栗東市開発事業に関する指導要綱に基づく協議成立と合わせ、その協定を締結するものとする。

3 事業者は、開発行為施行後分譲する場合には、譲受人に対して本協定を継承するよう措置しなければならない。

(協定代表者の選出)

第8条 法第45条第4項に規定された認可の申請をするため、協定者の中から協定の代表者を選出しなければならない。

2 協定の代表者に変更があった場合は、新たに代表者となった者が速やかに市長にその旨を通知するものとする。

(申請書等の様式)

第9条 協定の締結実施について必要な申請書等の様式は、次の各号にさだめるところによるものとする。

- | | |
|--|-----------|
| 一 法第45条第4項、同第48条第1項、同第52条第1項および同第54条の認可の申請にかかる緑地協定認可(廃止、変更)申請書 | (別紙様式第1号) |
| 二 前号の申請にかかる緑地協定認可(廃止、変更)書 | (別紙様式第2号) |
| 三 緑地協定同意書 | (別紙様式第3号) |
| 四 緑地協定締結の協議書 | (別紙様式第4号) |

附 則

この要綱は、昭和56年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。